

職場における熱中症対策の強化を目的とした 改正労働安全衛生規則説明会を開催！

令和7年5月20日(火)



跡部安衛課長

田中講師

狩野署長

小田監督官

改正内容のポイント（熱中症の重症化防止）

「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業では、

- ①報告体制を整備し、関係作業者に周知する。
- ②必要な措置の実施手順を作成し、関係作業者に周知する。

土浦労働基準監督署(署長 狩野直美)は、職場における熱中症対策の強化を目的とした改正労働安全衛生規則を実効あるものとするため、本日(令和7年5月20日(火))、Microsoft Teams を活用したオンライン説明会を開催しました。

改正内容は、熱中症が生じた疑いのある者等を発見した場合の報告体制の整備、熱中症の症状の悪化防止措置の内容及び手順を定めることであり、これらについては関係作業者に周知する必要があります。施行日は令和7年6月1日です。

本説明会は定員 200 名に対し 248 名の申し込みがあり、当日は職員による改正内容の説明のほか、つくば国際大学医療保健学部非常勤講師である田中厚子先生から、厚生労働省ポータルサイトを活用した、令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症の予防について講話がありました。

予想を超える出席者となり、大変有意義な説明会の開催となりました。

土浦労働基準監督署では、あらゆる機会を活用し、熱中症の予防はもとより、重症化を防止させるため、職場における熱中症対策の強化に努めてまいります。